

一九三三年三月、国際連盟を脱退した日本は、やがて出口の見えない戦争へと突き進んでいった。国際的に孤立した状況のなかで、日本仏教の関係者たちは、欧米の仏教者・研究者との連絡の緊密化を図り、アジア諸国の仏教勢力との協力提携を目指した。

その事業は、外務省や文部省、軍部からの支援を受け、基本的に国策に順応する方向性をもっていたことは否定できない。しかし、広範囲かつ大規模に及ぶその事業には、さまざまな立場の人物が関わり、その活動も多様な側面を有していた。

いま、日本の民間レベルの国際交流のあり方を問い、日本仏教の国際化を考える上で、これらの事業の検証が求められているといえよう。

本資料集は、そのための必要不可欠な文献を収録したものである。

資料集・戦時下 「日本仏教」の国際交流

【編集復刻版】

編者 龍谷大学アジア仏教文化研究叢書5

推薦 龍谷大学アジア仏教文化研究センター
「戦時下「日本仏教」の国際交流」研究班
中西直樹（代表）・林行夫・
吉永進一・大澤広嗣
赤松徹眞・楠淳澄

不二出版

第Ⅳ期

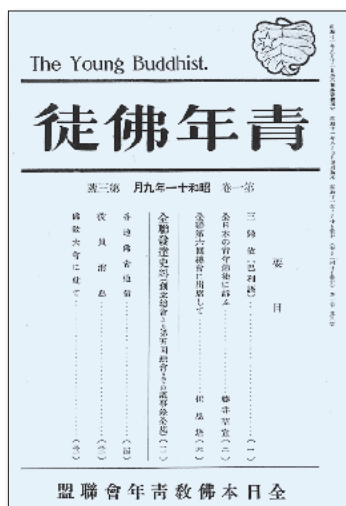
全日本仏教青年会連盟機関誌
『青年仏徒』

全2巻

体裁ⅡB5判・上製・総782頁

定価Ⅱ本体46,000円＋税

刊行Ⅱ2018年2月



『資料集・戦時下「日本仏教」の国際交流』推薦文

赤松徹眞（龍谷大学前学長・本願寺史料研究所所長）

『資料集・戦時下「日本仏教」の国際交流』は、第一期に汎太平洋仏教青年会大会関係資料（全二巻）、第二期に南方仏教圏との交流（全三巻）、第三期に中国仏教との提携（全二巻）、第四期に全日本仏教青年会連盟機関誌『青年仏徒』（全三巻）を刊行する計画で、編集代表は龍谷大学文学部教授の中西直樹氏である。

さて、第一期刊行の資料は、戦前に仏教者が開催した国際大会である汎太平洋仏教青年会大会の記録を中心に編集されている。この大会は、第一回大会が一九三〇（昭和五）年にハワイで、第二回大会が一九三四（昭和九）年に東京で開催された。戦前の国際大会として大規模なものであり、その実態を検証していくことは、民間レベルの国際交流のあり方を問い、日本仏教の国際化を考える上でも意義深いと言えよう。

第二期収録の『海外仏教事情』は、一九三四年八月に国際仏教協会から創刊された。創刊号には、会長井上哲次郎の「国際仏教協会の設立に際して」、高楠順次郎の『海外仏教事情』に就いて』などが掲載されている。雑誌の名が示す通り、世界各地の仏教事情、ことに東南アジア各地についての特集記事が生まれ、日本仏教の活動のみならず、当時の現地宗教事情を知る上でも貴重な資料である。他にも、南方仏教青年会会報』などが収録されている。

第三期収録の『国際仏教通報』は、一九三五（昭和一〇）年四月に国際仏教通報局から創刊された。全日本仏教青年会連盟の一セクションである国際仏教通報局の機関誌であり、世界各国の仏教者・仏教研究機関との情報交換を記した貴重な資料である。このほか第二期には、中国仏教との交流を知る上で欠かせない『日華仏教』、『支那宗教事情』、『東亜宗教事情』も収録されている。

第四期収録の『青年仏徒』は、全日本仏教青年会連盟の機関誌であり、昭和一年七月に発刊され、昭和一八年発行の第八巻第一号まで刊行されたことが確認できる。戦時下で、各宗派の仏教青年会が大同団結し、国際交流にも尽くした情報を知る上で欠かせない資料である。

本資料集は、十五年戦争下で日本が「大東亜共栄圏」を構想するなか、日本仏教がアジア各地の仏教とのネットワーク構築・形成を模索した軌跡を余すことなく伝えるものである。二一世紀の現在、ヒト・モノ・カネが国境を越えて錯綜するグローバル化社会に直面して、キリスト教文化を背景としたグローバルスタンダードへの適応が求められている。多様性や包摂性が失われる危惧が指摘されている。平和な世界形成に仏教の果たすべき役割が大きくなっている状況で、その意義を問う上でも本資料集は価値あるものと考えられる。

龍谷大学アジア仏教文化研究叢書 刊行の辞

楠 淳證（龍谷大学アジア仏教文化研究センター センター長）

龍谷大学は、寛永十六年（一六三九）に西本願寺の阿弥陀堂北側に創設された「学寮」を淵源とする大学です。その後、明治維新を迎えると学制の改革が行われ、学寮も大教校と名を変え、さらに真宗学厩、大学林、仏教専門学校、仏教大学と名称を変更し、大正十一年（一九二二）に今の「龍谷大学」となりました。

その間、三百七十有余年もの長きにわたって仏教の研鑽が進められ、龍谷大学は高い評価を得てまいりました。そして平成二十七年四月、本学の有する最新の研究成果を国内外に発信するとともに仏教研究の国際交流の拠点となるべき新たな機関として、本学に「龍谷大学世界仏教文化研究センター」が設立されました。龍谷大学アジア仏教文化研究センターは、そのような意図のもと設立された世界仏教文化研究センターの傘下にある研究機関です。

世界仏教文化研究センターが設立されるにあたって、その傘下にあるアジア仏教文化研究センターは、文科省の推進する「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に、「日本仏教の通時的・共時的的研究 多文化共生社会における課題と展望」と題する研究プロジェクト（平成二十七年年度（平成三十一年度）を申請し、採択されました。

本研究プロジェクトは、龍谷大学が三百七十有余年にわたって研鑽し続けてきた日本仏教の成果を踏まえ、これをさらに推進し、日本仏教を世界的視野から通時的共時的にとらえらるとともに、日本仏教が直面する諸課題を多文化共生の文脈で学際的に追究し、今後の日本仏教の持つ意義を展望するものです。このような研究のあり方を有機的に進めるため、本研究プロジェクトでは通時的研究グループ（ユニットA、日本仏教の形成と展開）、ユニットB「近代日本仏教と国際社会」と共時的研究グループ（ユニットA、現代日本仏教の社会性・公益性）、ユニットB「多文化共生社会における日本仏教の課題と展望」の二つに分け、基礎研究等に基づく書籍の刊行や講演会等による研究成果の公開などの諸事業を推進していくことになりました。

このたび刊行される『戦時下「日本仏教」の国際交流』第一期「全日本仏教青年会連盟機関誌『青年仏徒』」は、右のような研究プロジェクトの成果の一つであり、第一期「中国仏教との提携」に次ぐ、龍谷大学アジア仏教文化研究叢書の第五号となります。今後とも、世界仏教文化研究センターの傘下にあるアジア仏教文化研究センターが、日本仏教をテーマとして国内外に発信する諸成果に、ご期待いただければ幸いです。

佛青通信

東京府佛青通信

東京府佛青通信では左に佛青通信と共同主... 佛青通信の下の、四月七日午後五時より...

全日本佛教育青年會聯誼總會規定

- 第一條 總會の組織を左の如く定む
第一節 總會
一、總會
二、部會
三、支隊
四、支隊分會
五、支隊分會分會
六、支隊分會分會分會
七、支隊分會分會分會分會
八、支隊分會分會分會分會分會
九、支隊分會分會分會分會分會分會
十、支隊分會分會分會分會分會分會分會
十一、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會
十二、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會
十三、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會
十四、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
十五、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
十六、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
十七、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
十八、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
十九、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
二十、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
二十一、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
二十二、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
二十三、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
二十四、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
二十五、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
二十六、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
二十七、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
二十八、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
二十九、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
三十、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
三十一、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
三十二、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
三十三、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
三十四、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
三十五、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
三十六、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
三十七、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
三十八、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
三十九、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
四十、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
四十一、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
四十二、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
四十三、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
四十四、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
四十五、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
四十六、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
四十七、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
四十八、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
四十九、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
五十、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
五十一、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
五十二、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
五十三、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
五十四、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
五十五、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
五十六、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
五十七、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
五十八、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
五十九、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
六十、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
六十一、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
六十二、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
六十三、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
六十四、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
六十五、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
六十六、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
六十七、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
六十八、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
六十九、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
七十、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
七十一、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
七十二、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
七十三、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
七十四、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
七十五、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
七十六、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
七十七、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
七十八、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
七十九、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
八十、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
八十一、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
八十二、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
八十三、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
八十四、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
八十五、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
八十六、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
八十七、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
八十八、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
八十九、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
九十、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
九十一、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
九十二、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
九十三、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
九十四、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
九十五、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
九十六、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
九十七、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
九十八、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
九十九、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會
一百、支隊分會分會分會分會分會分會分會分會分會分會

布哇の青年佛徒より

敬啓
日増しに暑さ厳しく相成りまする折柄御清涼の段宜し奉ります
本會もお蔭様にて潑刺として青年指導の任務を果して居ります
から他事乍ら御放慮下さいませ
さて去る五月の本會定期理事會に於て日本見學團組織に関する
議が出まして明年夏決行することになりました、つきましては
種々御後援にあづからねばこの壯行の成功を見る事が出来ま
せぬので御遠慮なき御注意を承つて具體的な日程等作製いたし
たいと思つて居ります
尤も當方で考へて居ります方針は次の通りであります
一、明年六月上旬出航八月下旬歸布
二、團體行動四週間に内
三、遊覽よりも生きた日本の見學に重點をおくこと
四、時節柄布哇關係者よりの飲食等の獎勵を辭退すること
五、引率者として大巴主事を同行せしむること
右様の次第でありますから何分よろしく願ひ上げます
一九三九年七月六日
敬具

布哇佛教育青年會

全日本佛教育青年會聯誼總會
名譽理事長 口羽 義教
理事 丸本 正二

重大時局下の第九回全聯總會

来る七月廿三・廿六・廿七日 比叻山上に開催

全聯の機構並に事業計画の全般を審議決定すべき一年一度の
總會をいつ何處で開催するかは、全加盟團體がもつ重大関心
事の一である。本年度の總會即ち第九回總會の開催地に於て
は、昨年六月下旬の全聯理事會で近畿地方で開くとの事合
り、更に十月初旬の臨時理事會に於て近畿期催が確認された
に、よきはしい總會
「本文化の母胎をな
一決、すべての準
のである。」「時局
が擡げられた以上
の要あり、従来四
とした總會期日は
七月下旬に繰下げられることとなつたのである。更に七月の
購譽を押して全加から奔走せられる佛青會員諸君に、盛夏
と雖も華氏七十五度以上に昇りぬ山の蒸氣を満喫して頂く
ためには、會期を延長することが必要であるが、會期延長の
根本的理由は従来とすればお終りになり勝ちなつた大會
本位の總會を「非常時局の總會」に歸直すため、佛青とし
て重大時局下に處すべき方針を十分に検討し、以て實地諸
系の樹立を目指す總會本来の使命達成のためには會期の延長
が絶對的に必要であるとの立前から七月廿五日より廿七日に
至る三日間としたのである。幸に購入票券長は天台宗の方で
種々の便宜を計られ、延滞等會期も格別の御好意を以て會場
提供の件を了承されたので、準備委員會を構成して具體的準

- 第一項 申請は正式文書(事務局より交付)による。申込締切は
開會日の二日前とする。
第二項 申込は全日本佛教育青年會聯誼事務局にすものとする
第三項 代表者は先づ代表委任状を交付す。代表委任状を借用する者
は入場するを得ず。
第四項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第五項 提出締切は開會日の二日前とする。提出先は事務局宛
とする。
第六項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第七項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第八項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第九項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第十項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第十一項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第十二項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第十三項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第十四項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第十五項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第十六項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第十七項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第十八項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第十九項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第二十項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第二十一項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第二十二項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第二十三項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第二十四項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第二十五項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第二十六項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第二十七項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第二十八項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第二十九項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第三十項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第三十一項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第三十二項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第三十三項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第三十四項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第三十五項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第三十六項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第三十七項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第三十八項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第三十九項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第四十項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第四十一項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第四十二項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第四十三項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第四十四項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第四十五項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第四十六項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第四十七項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第四十八項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第四十九項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第五十項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第五十一項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第五十二項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第五十三項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第五十四項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第五十五項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第五十六項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第五十七項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第五十八項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第五十九項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第六十項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第六十一項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第六十二項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第六十三項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第六十四項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第六十五項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第六十六項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第六十七項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第六十八項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第六十九項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第七十項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第七十一項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第七十二項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第七十三項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第七十四項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第七十五項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第七十六項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第七十七項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第七十八項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第七十九項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第八十項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第八十一項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第八十二項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第八十三項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第八十四項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第八十五項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第八十六項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第八十七項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第八十八項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第八十九項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第九十項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第九十一項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第九十二項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第九十三項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第九十四項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第九十五項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第九十六項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第九十七項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第九十八項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第九十九項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする
第一百項 諸君は請願用紙(事務局より交付)に記述するものとする

聯誼費受領報告

Table with columns for year (昭和十三年度分, 昭和十四年度分, 昭和十五年度分), organization name, and recipient name. Includes entries for various Buddhist youth associations across different regions.

理事員擔金受領報告

Table with columns for year (昭和十三年度分, 昭和十四年度分) and recipient name. Lists the names of council members who received funds.

中西直樹・近藤俊太郎 監修

令知会雑誌

全7巻

西洋化とそれに伴うキリスト教の進出に対する僧侶たちの危機感を背景に、仏教界は明治二〇年代に改革の時代を迎えた。そうした仏教改革の気風の胎動として、明治一〇年代後半から僧侶による結社活動が活発化するなか、島地黙雷、日下痴龍、吉谷覺寿、多田賢住らは令知会を結成し、明治一七年四月に機関誌『令知会雑誌』を創刊した。令知会は当時の代表的な仏教結社のひとつであり、『令知会雑誌』はその後の仏教系メディアの先駆的位置にあるといえる。

収録Ⅱ第1号〜第95号（明治17年〜25年）

推薦Ⅱ大谷栄一

体裁ⅡA4判・上製・総約3、030頁

定価Ⅱ本体175、000円＋税

中西直樹・近藤俊太郎 編著／中川洋子 執筆

令知会と明治仏教

本書は令知会機関誌『令知会雑誌』を研究の対象とし、知られざる明治初期・中期の仏教界の様子を探る解題論文集である。

体裁ⅡA5判・上製・200頁

定価Ⅱ本体2、700円＋税

中西直樹 編・解題

仏教海外開教史資料集成

本資料集は、ハワイ・北米・南米における膨大な仏教開教関係の記録であり、仏教教団の海外の現状と歴史を検討するための、必要不可欠な資料集である。

推薦Ⅱ大村英昭・坂口満宏

〈ハワイ編〉全6巻

体裁ⅡA5判・上製・総3、642頁

定価Ⅱ本体120、000円＋税

〈北米編〉全6巻

体裁ⅡA5判・上製・総3、372頁

定価Ⅱ本体120、000円＋税

〈南米編〉全3巻

体裁ⅡB5判・A5判・上製・総1、526頁

定価Ⅱ本体60、000円＋税

中西直樹 著

仏教海外開教史の研究

本書は『仏教海外開教史資料集成（ハワイ編・北米編・南米編）』に収録した解題と収録内容一覧を一冊にまとめたものである。

体裁ⅡA5判・並製・120頁

定価Ⅱ本体2、000円＋税

菊池正治・高石史人・中西直樹 編・解題

戦前期仏教社会事業資料集成

全13巻

明治末から大正・昭和戦前期、仏教が社会事業に果たした役割は大きく、各教団による事業、僧侶ら仏教者が設立した施設、寺院に附設された施設は膨大な数にのぼる。本資料集成では、浄土真宗本願寺派、真宗大谷派、浄土宗をはじめ曹洞宗、日蓮宗、真言宗の各教団関係機関の発行した社会事業の要覧・便覧・報告書等を収集整理し、収録した。戦前期仏教社会事業の軌跡を、国家目的遂行に利用された側面も含めて検証し、仏教史・仏教福祉、さらに近代史・社会福祉研究のための基礎資料として提供する。

推薦Ⅱ長谷川匡俊・室田保夫

体裁ⅡA5判・上製・総7、556頁

定価Ⅱ本体334、000円＋税

中西直樹・高石史人・菊池正治 著

戦前期仏教社会事業の研究

本書は『戦前期仏教社会事業資料集成』に収録した解題と収録内容を一冊にまとめたものである。

体裁ⅡA5判・上製・168頁

定価Ⅱ本体2、500円＋税

第9巻 収録内容 行 201

第9巻	第1巻	第1期	第1期から第III期から継続しています。	ISBN 978-4-8350-8206-6
青年仏徒	全日本仏教青年会連盟	1号	1号	8年 2月
4巻	1巻	1号	1号	
8巻	3巻	2号	9号	
14年	1年	1月	7月	
18年	13年	6月	1月	

第1巻	第2巻	第3巻	第4巻	第5巻	第6巻	第7巻	第8巻	第9巻	第10巻
国際仏教通報局	日華仏教	支那宗教事情	東亞	国際仏教通報局	南方仏教青年会会報	日華仏教	支那宗教事情	東亞	国際仏教通報局
10年	12年	11年	12年	9年	10年	10年	11年	12年	10年
1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号
10年	11年	12年	13年	9年	10年	10年	11年	12年	10年
1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号	1号
15	16	16	16	16	16	16	16	16	16